

# ○社会福祉法人 更別村社会福祉協議会災害見舞金等交付規程

〔平成元年4月11日〕  
議 決

改正 平成9年4月1日 平成12年4月1日

(目的)

**第1条** この規程は、更別村民が火災又は風雪水害等により災害を受けたときの  
見舞金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の種類)

**第2条** 見舞金の種類は、弔慰見舞金及び建物災害見舞金の2種類とする。

(1) 弔慰見舞金

村民が、火災又は風雪水害等により死亡者が生じたときは、その世帯に  
交付する。

(2) 建物災害見舞金

対象は、住宅並びに事業用建物とし、住宅は現に居住し、生計を営んで  
いる住宅に被害を受けた世帯に交付し、事業用建物は現に使用している店  
舗、倉庫、土場、作業所、畜舎及び物置等に被害を受けた世帯又は事業主  
に対して交付する。

(見舞金)

**第3条** 見舞金の種別及び金額は、次のとおりとする。

種 別	被 害 内 容	金 額
弔慰見舞金	災害発生後7日以内に死亡した場合	10,000円
建 物 災 害 見 舞 金	(1) 2人以上世帯の住宅全部が被害を受けた場合	20,000円
	(2) 2人以上世帯の住宅半分程度が被害を受けた場合	10,000円
	(3) 2人以上世帯で上記以下の被害を受けた場合	5,000円
	(4) 単身世帯の住宅全部が被害を受けた場合	10,000円
	(5) 単身世帯の住宅半分程度が被害を受けた場合	5,000円
	(6) 単身世帯で上記以下の被害を受けた場合	3,000円
事 業 用 建 物	(1) 事業用建物の全部が被害を受けた場合	10,000円
	(2) 事業用建物の半分程度が被害を受けた場合	5,000円
	(3) 事業用建物で上記以下の被害を受けた場合	3,000円

(適用除外)

**第4条** 災害見舞金は、被災した物が災害救助法等の適用を受けたときは交付しない。

(災害認定及び見舞金額)

**第5条** 災害が発生したときは、被害状況等を調査のうえ、速やかに認定し、見舞金の額を決定し交付する。

**附 則**

この規程は、平成元年4月11日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成12年4月1日から施行する。